

檀原市市民投票条例

< 逐条解说 >



平成30年12月

総務部総務課

檀原市市民投票条例逐条解说书

目 次

檀原市市民投票条例	1
-----------	---

<解 説>

第 1 条 目的	6
第 2 条 市民投票に付することができる重要事項	6
第 3 条 投票資格者	8
第 4 条 請求	9
第 5 条 市民投票の実施等	11
第 6 条 市民投票の形式	11
第 7 条 市民投票の執行	12
第 8 条 情報の提供	13
第 9 条 投票所	13
第10条 投票	14
第11条 投票の方法	14
第12条 無効投票	15
第13条 投票運動	16
第14条 開票所	17
第15条 投票結果の尊重	17
第16条 投票結果の告示及び通知	17
第17条 請求の制限期間	18
第18条 投票及び開票	18
第19条 委任	18
附 則	18

参考資料

檀原市市民投票条例施行規則(抜粋)	19
市選挙管理委員会等への委任	46
檀原市市民投票制度	48

樺原市市民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項に関し、市民による直接投票（以下「市民投票」という。）を実施することにより、市民の意思を直接に確認し、市政に反映することを目的とする。

(市民投票に付することができる重要事項)

第2条 市民投票に付することができる市政に係る重要事項（以下「重要事項」という。）は、現在又は将来の市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、市民に直接その意思を確認する必要があるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (2) 専ら特定の個人、団体又は地域にのみ関係する事項
- (3) 市の組織、人事、予算編成、支出命令等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 地方税の賦課徴収、使用料等の徴収に関する事項
- (5) 既に請求に係る手続が開始され、又は投票の手続が行われている事項（これらの事項と実質的に同一と認められる事項を含む。）

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票資格を有しない。

- (1) 公職選挙法第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者
- (3) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者

(請求)

第4条 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、市の

選挙人名簿に登録されている者（以下「請求資格者」という。）は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長に対し、市民投票の実施を請求（以下「市民請求」という。）することができる。

2 市民請求をすることができる者のうち次に掲げる者は、請求代表者となり、又は請求代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 市民投票の事務（規則で定める事務に限る。）に従事する職員（当該事務が選挙管理委員会に委任されている場合は、その委員を含む。）

3 請求代表者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、市民投票に付そうとする事項が重要事項に該当することの確認の請求をするとともに、請求代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による請求又は申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその旨を請求代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(1) 第1項の規定による請求が第17条の規定に該当するとき。

(2) 請求代表者が第2項各号に掲げる者に該当しないことの確認ができないとき。

(3) 市民投票に付そうとする事項が重要事項に該当しないとき。

（市民投票の実施等）

第5条 市長は、市民請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、直ちにその旨を告示する。

（市民投票の形式）

第6条 市民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければならない。

（市民投票の執行）

第7条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務の一部を選挙管理委員会に委任

することができる。

3 市長は、第5条第2項の規定による告示の日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの範囲内において市民投票の投票の期日（以下「投票日」という。）を定めなければならない。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、奈良県の議会の議員若しくは長の選挙又は橿原市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他の事項を規則で定めるところにより当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

（情報の提供）

第8条 市長は、市民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

（投票所）

第9条 投票所及び次条に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票所及び期日前投票所の場所を、規則で定めるところにより告示しなければならない。

（投票）

第10条 市民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 投票人は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（投票の方法）

第11条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることが

できる。

(無効投票)

第12条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票運動)

第13条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

- 2 第9条の投票所及び期日前投票所並びに次条の開票所を管理する者は、在職中、その関係区域内において投票運動をすることができない。
- 3 市民投票の事務(規則で定める事務に限る。)に従事する職員(当該事務が選挙管理委員会に委任されている場合は、その委員を含む。)は、在職中、投票運動をすることができない。
- 4 衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、奈良県の議会の議員若しくは長の選挙又は橿原市の議会の議員若しくは長の選挙の公示又は告示の日から、当該公示又は告示に係る選挙の期間は、投票運動をすることができない。

(開票所)

第14条 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

- 2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市民、市議会及び市の執行機関は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。

(投票結果の告示及び通知)

第16条 市長は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、請求代表者に通知しなければならない。

(請求の制限期間)

第17条 この条例による市民投票が実施された場合には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求をすることはできない。

(投票及び開票)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項に関し、市民による直接投票(以下「市民投票」という。)を実施することにより、市民の意思を直接に確認し、市政に反映することを目的とする。

解説

この条は、『檀原市市民投票条例(以下「条例」といいます。)]の制定目的について規定しています。

この条例は、『市政に係る重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映することを目的』としています。

(市民投票に付することができる重要事項)

第2条 市民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その意思を確認する必要があるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (2) 専ら特定の個人、団体又は地域にのみ関係する事項
- (3) 市の組織、人事、予算編成、支出命令等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 地方税の賦課徴収、使用料等の徴収に関する事項
- (5) 既に請求に係る手続が開始され、又は投票の手続が行われている事項(これらの事項と実質的に同一と認められる事項を含む。)

解説

この条は、この条例のように常設型といわれる市民投票条例の場合、あらかじめ市民投票の対象事項を具体的に規定することが困難なため、市民投票に付することができる重要事項について規定しています。

市民投票の発議・請求を行うには、市民投票に付そうとする事項が、本条の規定に適合することが必要となります。

まず、市民投票に付することができる事項は、次の2つの要件を満たすものと規定しています。

- ①現在又は将来の市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であること。
- ②市民に直接その意思を確認する必要があるものであること。

さらに、事案の性質上、市民投票の対象としない事項を第1号から第5号に規定しています。

<第1号> 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項

市民投票が法令上規定されているものについては、この条例による市民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため、除外しています。

◎市民投票の対象から除外される例

- ・市議会の解散の請求(地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条)

- ・市議会議員の解職の請求（地方自治法第80条）
- ・市長の解職の請求（地方自治法第81条）
- ・合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条・第5条）

＜第2号＞ 専ら特定の個人、団体又は地域にのみ関係する事項

特定の個人・団体や地域に限られるような事項については、利害関係の違いなどから投票結果に公平性を欠き、少数の者の権利を侵害するおそれがあるため、除外しています。

なお、建設地を含めた施設の設置につきましては、設置される施設の種類や周辺地域に及ぼす影響などにより、必ずしも一律に投票事項から除外されるものではありません。

◎市民投票の対象から除外される例

- ・特定の個人や団体に対する補助金の停止
- ・特定の地域に対する交付金の停止
- ・建設予定地周辺住民から建設反対運動が起こるような施設の建設

◎市民投票の対象となる例

- ・市全域の市民が利用する施設で、建設反対運動が起こらないような施設の建設

＜第3号＞ 市の組織、人事、予算編成、支出命令等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項

市の内部管理に関する事項であり、投票結果によっては行政事務の健全な執行に支障をきたすおそれがあることから除外しています。

◎市民投票の対象から除外される例

- ・職員の昇格又は降格
- ・課の新設又は廃止

＜第4号＞ 地方税の賦課徴収、使用料等の徴収に関する事項

※賦課：税金などを割り当てて負担させること。

※徴収：法規に基づき国家又は地方公共団体が行政目的を達成するため、国民から税金、手数料、現金などを取り立てること。

本質的な政策の議論から離れて、単に負担の増減を求めるような事項については、適切な判断基準を持って投票を行うことが困難であり、単に本市の財政的基礎を危うくするおそれがあることから除外しています。

なお、この事項は、かつて地方的政争の手段として地方税の賦課徴収条例の改廃の請求が行われたことから、地方自治法第74条第1項に規定する条例の制定又は改廃の直接請求の対象からも除外されています。

ただし、政策と一体の事項として判断されるときには、必ずしも一律に投票事項から除外されるものではありません。

◎市民投票の対象から除外される例

- ・市民税の税率の引下げ又は引上げ
- ・公共施設の使用料の引下げ又は引上げ

◎市民投票の対象となる例

- ・新たな事業を実施するための財源としての目的税の新設

＜第5号＞ 既に請求に係る手続が開始され、又は投票の手続が行われている事項(これらの事項と実質的に同一と認められる事項を含む。)

すでに市民投票の請求手続が開始されている事項、又は投票手続が行われている事項は、対象から除外しています。また、実質的に同じ内容のものと認められる事項も同様に除外しています。

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票資格を有しない。

(1)公職選挙法第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者

(2)政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しない者

(3)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者

解説

この条は、市民投票の投票資格を有する者について規定しています。

【第1項】

市民投票の投票資格者は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する市議会議員及び市長の選挙権を有する者としています。

◎具体的な投票資格者の要件

- ・日本国民であること。
- ・年齢満18年以上であること。
- ・引き続き3か月以上樫原市に住所を有する者であること。

【第2項】

第1項の規定を満たす者であっても、選挙権の欠格事由(第1号から第3号)に該当する者については、投票資格者から除くこととしています。

<第1号> 公職選挙法第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者

①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者

④法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

◎法律で定めるところにより行われる選挙

- ・国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙(公職選挙法)
- ・農業委員会委員の選挙(農業委員会等に関する選挙(昭和26年法律第88号))

◎法律で定めるところにより行われる投票

- ・憲法改正のための国民投票
- ・地方自治法に規定する解散、解職等

◎国民審査=最高裁判所裁判官の国民審査

⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

<第2号> 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しない者
・ 寄附制限の違反、会計帳簿の備付け及び虚偽記載違反などの罪を犯し罰金の刑などに処せられ、一定の期間が経過していない者など

<第3号> 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者
・ 代理投票等の違反の罪を犯し罰金刑などに処せられ、一定の期間が経過していない者など

(請求)

第4条 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、市の選挙人名簿に登録されている者(以下「請求資格者」という。)は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「請求代表者」という。)から、市長に対し、市民投票の実施を請求(以下「市民請求」という。)することができる。

2 市民請求をすることができる者のうち次に掲げる者は、請求代表者となり、又は請求代表者であることができない。

(1)公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者

(2)前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3)市民投票の事務(規則で定める事務に限る。)に従事する職員(当該事務が選挙管理委員会に委任されている場合は、その委員を含む。)

3 請求代表者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、市民投票に付そうとする事項が重要事項に該当することの確認の請求をするとともに、請求代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による請求又は申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその旨を請求代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(1)第1項の規定による請求が第17条の規定に該当するとき。

(2)請求代表者が第2項各号に掲げる者に該当しないことの確認ができないとき。

(3)市民投票に付そうとする事項が重要事項に該当しないとき。

解説

この条は、市民投票実施の請求に係る要件・手続等を規定しています。

[第1項]

市民投票を請求する場合の要件を規定しています。

①市民投票を請求できる者＝請求資格者

公職選挙法第22条の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月並びに選挙を行う場合に登録された選挙人名簿に登録されている者

◎登録の要件

- ・ 日本国民であること。
- ・ 年齢満18年以上であること。

・引き続き3か月以上樫原市に住所を有する者であること。

②市民請求（市民投票の実施請求）の要件

請求資格者がその総数の6分の1以上の者の署名を集めること。

【第2項】

請求資格者のうち、請求代表者（署名を集め、市民請求する者）となることができない者を規定しています。

＜第1号＞ 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者

①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者

④法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

⑥寄附制限の違反、会計帳簿の備付け及び虚偽記載違反などの罪を犯し罰金の刑などに処せられ、一定の期間が経過していない者など

⑦樫原市の区域内に住所を有しなくなった者

＜第2号＞ 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

公職選挙法により選挙人名簿から抹消される事項は、次のとおりです。

①死亡し又は日本国籍を喪失したとき

②転出の表示をされた者が市の区域内に住所を有しなくなった日以後4か月を経過したとき

③登録の際に登録されるべき者でなかったとき（誤載者であったとき）

＜第3号＞ 市民投票の事務（規則で定める事務に限る。）に従事する職員（当該事務が選挙管理委員会に委任されている場合は、その委員を含む。）

公務員については、市民投票の事務に従事する職員のみを制限しています。

【第3項】

署名を集める前に、請求代表者は、市民投票に付する事項が第2条に規定する重要事項かどうかの確認請求及び請求代表者証明書の交付申請をするよう規定しています。

【第4項】

前項の規定による確認請求、交付申請を却下する要件及びその際の手続を規定しています。

却下となる要件を第1号から第3号に規定しています。

＜第1号＞ 第1項の規定による請求が第17条の規定に該当するとき

市民投票に付する事項が、2年の間に実施された市民投票に付された事項と同一・同旨の事項であるときは、請求及び申請は却下されます。

（請求の制限期間）

第17条 この条例による市民投票が実施された場合には、その投票結果の告示の日から2年間は同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求をすることはできない。

＜第2号＞ 請求代表者が第2項各号に掲げる者に該当しないことの確認ができないとき

第2項（P10）第1号から第3号までに規定する者に該当しないことが確認できないときは、却下されます。

＜第3号＞ 市民投票に付そうとする事項が重要事項に該当しないとき

第2条（P6～7）に規定する重要事項に該当しないときは、却下されます。

（市民投票の実施等）

第5条 市長は、市民請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、直ちにその旨を告示する。

解説

この条は、市長の市民投票実施義務を規定しています。

【第1項】

署名を収集する前に、請求代表者は市長に対して、第4条第3項に規定する確認を行っているため、市民請求があったときは、市長は市民投票を実施しなければならないとしています。

【第2項】

市長は、市民投票を実施することを決定したときは、直ちにその旨を告示するとしています。

（市民投票の形式）

第6条 市民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければならない。

解説

この条は、市民投票の形式を規定しています。

この条例による市民投票の設問形式は、投票する人に分かりやすく、その意思を明確に表明してもらうため、「賛成」又は「反対」を問う二者択一のみとしています。

よって、例えば、市町村合併について市民投票を実施する場合は、合併の相手としてA市とB市のどちらが良いかを問うのではなく、A市との合併に賛成か反対かを問う形式にする必要があります。

(市民投票の執行)

第7条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務の一部を選挙管理委員会に委任することができる。

3 市長は、第5条第2項の規定による告示の日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの範囲内において市民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定めなければならない。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、奈良県の議会の議員若しくは長の選挙又は橿原市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他の事項を規則で定めるところにより当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

解説

この条は、市民投票の投票日の期日等、執行に関する規定を定めています。

【第1項】

市民投票は、市長が執行するとしています。

【第2項】

前項により市長が市民投票を執行しますが、市民投票制度に係る事務については、選挙管理委員会及び同委員会委員長の所管事務とされている、地方自治法に規定する直接請求における署名に関する事務、公職選挙法に規定する投票及び開票に関する事務と概ね共通することから、条例及び橿原市市民投票条例施行規則に規定している事項のうち、署名、投票及び開票に関する事務については、地方自治法第180条の2の規定により、協議の上、選挙管理委員会及び同委員会委員長に委任しています。

※選挙管理委員会が行う事務については、<選挙管理委員会>と記載しています。

<地方自治法>

(事務の委任又は補助執行)

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

【第3項】

投票日の期日は、第5条第2項(P11)に規定する告示の日から起算し、30日を経過した日から90日を超えない範囲で<選挙管理委員会>が定めると規定しています。

なお、市民投票は投票資格者を市の議会議員及び市長の選挙権を有する者と一致させたことから、(第3条第1項規定(P8))選挙と同日に同会場で実施することも想定されます。投票日を同日にした場合、職員人件費等の経費節減のほか、関心が高まることにより投票率の上昇が期待でき

ますが、選挙がある場合は、公職選挙法等により市民投票の投票運動が制限されてしまうなどの課題もあることから、＜選挙管理委員会＞が投票日を変更することができるように規定しています。

また、その他市長が特に必要があると認めるときは、地震等などにより投票を行うことができない場合をいいます。

【第4項】

第3項の規定による投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに＜選挙管理委員会＞は告示しなければならないと規定しています。

（情報の提供）

第8条 市長は、市民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

解説

この条は、市民投票の実施に関する情報の提供について規定しています。

【第1項】

投票日までの間に、市長は市民投票事項に関する市民の理解や関心を高める活動を行うこととしています。

市民投票に付することができる重要事項については、市民が自らの意思を判断し表明するために、十分な情報を得ることが必要となるため、＜選挙管理委員会＞は投票の実施に関し必要な情報を広報、市のホームページなどにより、投票資格者に提供することとしています。

【第2項】

前項の規定による広報活動及び情報の提供について、＜選挙管理委員会＞は市民投票に付する重要事項の賛否に対し、中立性を保持し、公平に扱うことを規定しています。

（投票所）

第9条 投票所及び次条に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票所及び期日前投票所の場所を、規則で定めるところにより告示しなければならない。

解説

この条は、市民投票の投票所及び期日前投票所について規定しています。

【第1項】

投票所及び期日前投票所は、＜選挙管理委員会＞が指定するものとしています。

投票所の設置は、投票区ごとに行われ、投票区については、公職選挙法第17条の例により設けるものとしております。投票所は、選挙と同様の場所に設置します。

【第2項】

前項の規定により指定した投票の場所について、投票日の5日前までに<選挙管理委員会>が告示するとしています。

(投票)

第10条 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 投票人は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

解説

この条は、選挙における投票に関する原則（投票日当日投票所投票主義）に基づき、市民投票の投票に関する事項を規定しています。

【第1項】

投票人は、投票日当日に、本人が自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票しなければならないとしています。

【第2項】

市民投票の投票日当日に投票所に行くことができない投票人のために、選挙と同様に期日前投票又は不在者投票を行うことができます。

(投票の方法)

第11条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

解説

この条は、選挙における投票に関する原則（一人一票主義、単記自書投票主義、秘密投票主義）に基づき、市民投票の投票の方法に関する事項を規定しています。

【第1項】

市民投票は、憲法における法の下における国民平等の原則を受けて、投票資格者が投票することができる数は平等でなければならないため、市民投票事項ごとに一人1票とし（一人一票主義）、市民投票における選択の自由を保障することから、秘密投票（秘密投票主義）としています。

【第2項】

投票の記載方法については、賛成、反対の2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない（単記自書投票主義）としています。

投票の記載方法については、投票用紙にあらかじめ選択肢が印刷されており、所定の欄に○の記号を付ける方法を採用しています。記載方法を簡単にするにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待できます。

【第3項】

投票は、秘密を守るため、投票資格者本人が自書することが原則ですが、心身の故障その他の事由により○の記号を書くことができない人も投票することができるよう、例外措置として、代理投票をすることができるとしています。

（無効投票）

第12条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

解説

この条は、公職選挙法第68条第1項に規定する無効投票の内容に準じ、無効となる投票を例示的に列挙しています。

＜第1号＞ 所定の投票用紙を用いないもの

市民投票は、正式な投票用紙を交付し、厳密に一人が1票を投じるものであることから、投票用紙以外の用紙を使用した投票は無効としています。

＜第2号＞ ○の記号以外の事項を記載したもの

投票用紙に○以外のもの、例えば、選択肢に×を記載した場合、その選択肢を選んだのか、否定したのかが不明であることから、無効となります。

同様に、他の記号（丸、◎、●、レなど）を記載した投票も、無効となります。

＜第3号＞ ○の記号のほか、他事を記載したもの

選択肢に○を付けたうえで、投票用紙に他の事項を記載した場合（「○です」「絶対○」など）、記載された文字、記号などにより、投票者が識別される恐れがあるため、秘密投票主義の原則から無効となります。

＜第4号＞ ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

2つの選択肢のいずれの欄にも○を記載した場合は、無効としています。

＜第5号＞ ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

2つの選択肢のいずれの欄にも○を記載したのか判別し難い場合は、無効としています。

＜第6号＞ 白紙投票

投票用紙に何も記載しないで投票された白票は、無効としています。

(投票運動)

第13条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 第9条の投票所及び期日前投票所並びに次条の開票所を管理する者は、在職中、その関係区域内において投票運動をすることができない。

3 市民投票の事務(規則で定める事務に限る。)に従事する職員(当該事務が選挙管理委員会に委任されている場合は、その委員を含む。)は、在職中、投票運動をすることができない。

4 衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、奈良県の議会の議員若しくは長の選挙又は橿原市の議会の議員若しくは長の選挙の公示又は告示の日から、当該公示又は告示に係る選挙の期間は、投票運動をすることができない。

解説

この条は、市民投票における投票運動について規定しています。

【第1項】

市民投票運動については、公職選挙法の制限がないことや対象事項に対する市民の理解を深め、市民同士の議論を活発にすることにより市民の関心を高めることが必要であるため、基本的には自由に投票運動ができるとしています。

ただし、買収、脅迫などにより、市民の自由な意思を拘束したり、不当に干渉してはならないとしています。

◎禁止行為

- ・脅迫、強要などの刑法に定める禁止行為
- ・金銭、物品の供与等の買収及び利害誘導（公職選挙法第221条）
- ・暴行、威力、演説の妨害等の選挙の自由妨害（公職選挙法第225条）
- ・投票所における投票の指示、勧誘等の投票干渉（公職選挙法第228条）

【第2項】

投票所、期日前投票所及び開票所を管理する者は、在職中、その関係区域内において投票運動をすることができないとしています。

【第3項】

市民投票の事務に従事する職員及び当該事務を委任している選挙管理委員会の委員も、在職中、投票運動をすることができないとしています。

【第4項】

衆・参議院議員の選挙、奈良県議会議員・知事の選挙又は橿原市議会議員・市長の選挙の公示又は告示の日から、当該選挙までの期間は、投票運動をすることができないとしています。

(開票所)

第14条 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

解説

この条は、市民投票の開票所について規定しています。

【第1項】

<選挙管理委員会>が指定する場所に開票所を設けることとしています。

【第2項】

<選挙管理委員会>は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示することとしています。

(投票結果の尊重)

第15条 市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市民、市議会及び市の執行機関は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。

解説

この条は、市民投票の結果について尊重するよう規定しています。

尊重義務がある事案は、市民投票における賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の3分の1以上に達した事案とし、尊重義務を負う対象を市民、市議会及び市の執行機関としています。

◎執行機関

- ・市長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・公平委員会
- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会

(投票結果の告示及び通知)

第16条 市長は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、請求代表者に通知しなければならない。

解説

この条は、市民投票の結果が確定した場合の手續を規定しています。

<選挙管理委員会>は、投票結果が確定した場合は、直ちに結果を告示するとともに、請求代表者にその結果を通知しなければならないとしています。

(請求の制限期間)

第17条 この条例による市民投票が実施された場合には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求をすることはできない。

解説

この条は、市民投票に付する事項が2年の間に実施された市民投票に付された事項と同一・同旨の事項の場合、市民請求ができないと規定しています。

(投票及び開票)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定める。

解説

この条は、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則に委任し、定めることと規定しています。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

解説

この条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任し、定めることと規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

解説

この条例の施行日を規定しています。

この条例の施行の日は、この条例とは別に「檀原市市民投票条例の施行期日を定める規則」により、平成30年12月1日としています。

橿原市市民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市市民投票条例（平成29年橿原市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(請求権を有する者の数の告示)

第2条 市長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数をその登録が行われた日後直ちに告示するものとする。

(実施請求書等)

第3条 条例第4条第3項の請求は、同条第1項の規定による市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をしようとする代表者（以下「請求代表者」という。）が、市長に対し、市民投票実施請求事項事前確認請求書（様式第1号）に、市民投票に付そうとする事項及びその要旨その他必要な事項を記載した市民投票実施請求書（様式第2号。以下「実施請求書」という。）を添えて行うものとし、同条第3項の申請は、市民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合において、市民投票に付する事項が条例第6条に規定する形式に該当しないとき、又は実施請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(代表者証明書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による請求及び申請（以下「請求等」という。）があった場合において、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が条例第2条に規定する重要事項であること及び条例第6条に規定する形式に該当すること並びに請求代表者が条例第4条第1項に規定する請求資格者（以下「請求資格者」という。）であり、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを確認したときは、請求等が行われた日以前の直近において選挙人名簿の登録が行われた日現在における請求資格者の数の総数の6分の1の数を付記した市民投票実施請求代表者証明書（様式第4号。以下「代表者証明書」という。）を請求代表者に交付するとともに、その旨及び代表者証明書に付記した請求資格者の数の総数の6分の1の数を告示するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の際に、実施請求書を返付するものとする。

(申請の却下)

第5条 市長は、請求等があった場合において、請求代表者が請求資格者でないとき又は請求代表者が第3条第2項の規定による補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、当該請求等を却下し、請求代表者に通知するものとする。

2 条例第4条第4項又は前項の規定による却下の通知は、市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（代表者の変更）

第6条 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の請求代表者が条例第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、市民投票実施請求代表者変更届出書（様式第6号）に当該代表者証明書を添えて市長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合その他当該請求代表者が条例第4条第2項各号のいずれかに該当することを知ったとき又は請求資格者でなくなった場合は、直ちにその旨を告示するものとする。

（署名の収集の方法等）

第7条 請求代表者は、市民投票実施請求者署名簿（様式第7号。以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求資格者に委任して、他の請求資格者に対して、署名簿に署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに市民投票実施請求署名収集委任状（様式第8号）を付した署名簿を用いなければならない。

3 第1項及び前項の規定による署名等は、第4条第1項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、第5項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間があったときは、当該期間を除き、第4条第1項の規定による告示があった日から31日以内とする。

4 署名簿に署名等をした者は、請求代表者が次条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名等を取り消すことができる。

5 前4項に定めるもののほか、署名の収集については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項までの規定の例による。

（署名簿の提出）

第8条 署名簿に署名等をした者の数が第4条第1項の規定により告示された数に達したときは、請求代表者は、前条第3項の規定による期間中又は期間満了の日の翌日から起算して5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）に市民投票実施請求署名収集証明申請書（様式第9号）を添付して市長に提出し、署名簿に署名等をした者が請求資格者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、署名簿に署名等をした者の数が第4条第1項の規定により告示した数に達したと認められないとき又は前項の規定による提出が同項に規定する期間の経過後にされたものであるときは、これを却下するものとする。

（署名の審査）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明するものとする。

2 市長は、前項の審査をするに当たっては、請求等が行われた日以前の直近において選挙人名簿の登録が行われた日現在における選挙人名簿を署名審査用の名簿として使用するものとする。

3 市長は、第1項の証明をするに当たっては1の署名ごとに審査を行い、審査の結果、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明するものとする。

（署名の効力及び関係人の出頭証言）

第10条 市長は、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定するものとする。

2 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

（1）この規則に定める所定の手続によらない署名

（2）何人であるかを確認し難い署名

3 第12条第3項の規定により詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

4 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

（署名審査録）

第11条 市長は、市民投票実施請求署名審査録（様式第10号。以下「署名審査録」という。）を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存するものとする。

（署名簿の閲覧及び署名の証明の修正）

第12条 市長は、第9条第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿に署名等をした者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を同条第2項の署名審査用の名簿に登録されている者の閲覧に供するものとする。

2 前項の署名簿の閲覧の期間及び場所については、市長は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見やすい方法によりこれを公表するものとする。

3 署名簿の署名に異議があるときは、請求代表者、その委任を受けた者、署名をした者、他人に自己の名を偽造された者等署名に直接利害関係があるものは、第1項に規定する閲覧期間内に市長にこれを申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定するものとする。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、第9条第1項の規定による証明を修正し、速やかにその旨を申出人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載するものとする。

（署名簿の返付）

第13条 市長は、前条第1項に規定する閲覧期間内に異議の申出がないとき、又は同条第4項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付するものとする。

2 市長は、前項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名等をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載するものとする。

（市民投票の請求）

第14条 市民請求是、前条第1項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し、請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、実施請求書に有効署名が第4条第1項の規定により告示した数以上であることを証明する市民投票実施請求署名収集証明書（様式第11号）及び署名簿を添付してこれをしなければならない。

2 市長は、前項の市民請求があつた場合において、その請求が条例又はこの規則で定める方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させるものとする。

（請求の却下）

第15条 前条第1項の市民請求があつた場合において、署名簿の有効署名の総数が第4条第1項の規定により告示した数に達しないとき、又は前条第1項に規定する期間を経過しているとき、又は請求代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、市長は、これを却下するものとする。

2 前項の却下をしたときは、市長は、直ちにその旨を告示するものとする。

（請求代表者となることができない事務の範囲）

第16条 条例第4条第2項第3号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（1）第4条から第6条までの規定による請求代表者の証明に関する事務

（2）檀原市市民投票に係る事務の委任に関する規則（平成30年檀原市規則第52号）

第2条又は第3条の規定により選挙管理委員会又は選挙管理委員会の委員長に委任する事務

（市民投票の実施の通知）

第17条 市長は、条例第5条第2項の規定による告示をしたときは、当該投票の請求代表者に、その旨を通知するものとする。

（市民投票の実施の告示）

第18条 条例第7条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）条例第7条第3項に規定する投票日（以下「投票日」という。）

（2）市民投票に付する事項

（3）その他必要な事項

（市民投票公報）

第19条 市長は、条例第8条の規定による広報活動の一環として、市民投票に付する事

項及びその請求の趣旨並びにその他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明を掲載した市民投票公報を、市民投票ごとに1回発行するものとする。

- 2 市民投票公報は、投票の行われる区域を通じて、第21条に規定する投票資格者名簿に登録された者の属する世帯に対して、投票の期日前2日までに配布するものとする。
(投票区)

第20条 市民投票の投票区は、公職選挙法第17条の規定により設けられた投票区とする。

(投票資格者名簿の調製)

第21条 市長は、条例第7条第4項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)の前日を基準日として、選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録した名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製するものとする。この場合において、登録されるべき者の年齢は、投票日現在によるものとする。

- 2 投票資格者名簿に登録する者が、条例第3条第1項に規定する投票資格者(以下「投票資格者」という。)でない場合は、投票資格者名簿にその旨の表示をするものとする。
- 3 投票資格者名簿は、前条に規定する投票区ごとに調製するものとする。

(投票所)

第22条 条例第9条第1項の投票所(同項の期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。))を除く。以下「投票所」という。)の場所の指定は、投票区ごとに行うものとする。

- 2 条例第9条第2項の規定による告示は、投票日から少なくとも5日前に、行わなければならない。
- 3 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した事項を変更したときは、投票日を除くほか、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票所の開閉時間)

第23条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、投票資格者の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票資格者の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これを当該投票所の投票管理者に通知する。

3 期日前投票所は、期日前投票所ごとに市長の指定する時間に開き、閉じる。

(投票管理者)

第24条 市民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、投票資格者の中から市長の選任した者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第25条 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておくものとする。

2 市長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第26条 市長は、第24条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(投票立会人)

第27条 市長は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 市長は、期日前投票所にあつては、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知しなければならない。

3 市長は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知するものとする。

4 市長は、投票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

5 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所

にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

6 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付及び様式)

第28条 投票用紙は、投票日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において、条例第10条第1項の投票人(以下「投票人」という。)に交付するものとする。

2 投票用紙は、様式第12号によるものとする。

(期日前投票等)

第29条 条例第10条第2項に規定する期日前投票は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票について、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができるものとする。

(不在者投票)

第30条 条例第10条第2項に規定する不在者投票(以下「不在者投票」という。)は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の規定の例により置く不在者投票管理者の管理する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを不在者投票用封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、前項の投票人のうち公職選挙法第49条第2項の身体に重度の障害があるものに該当するもの又は公職選挙法施行令の例による不在者投票管理者が置かれていないものについては、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により市長に送付する方法により行わせることができる。

3 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして公職選挙法施行令第59条の3の2第1項で定めるものは、あらかじめ市長に届け出た者(投票資格者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

(代理投票)

第31条 条例第11条第3項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の投票人が代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に同項の規定による記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(投票録の作成)

第32条 投票管理者は、市民投票投票所投票録（様式第13号。以下「投票所投票録」という。）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、市民投票期日前投票所投票録（様式第14号。以下「期日前投票所投票録」という。）を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第33条 投票管理者（期日前投票の投票管理者を除く。）は、投票の当日に、その投票箱、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を第37条に規定する開票管理者に送致しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を市長に送致し、市長は、投票の期日に当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、投票資格者名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合であつて、投票管理者が、投票人が投票資格者名簿に登録されている者であることの確認の全てを電子計算機を用いて行ったときは、投票資格者名簿又はその抄本は、開票管理者に送致することを要しない。

(投票運動を行うことができない事務の範囲)

第34条 条例第13条第3項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 第4条から第6条までの規定による請求代表者の証明に関する事務
- (2) 檀原市市民投票に係る事務の委任に関する規則第2条又は第3条の規定により選挙

管理委員会又は選挙管理委員会の委員長に委任する事務

(開票区)

第35条 市民投票の開票区は、公職選挙法第18条の規定により設けられた開票区とする。

(開票所)

第36条 条例第14条第1項の規定による開票所の指定は、開票区ごとに行うものとする。

(開票管理者)

第37条 市民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票所ごとに開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から市長が選任した者をもって充てる。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第38条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておくものとする。

2 市長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第39条 市長は、第37条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(開票立会人)

第40条 市長は、開票所について、各開票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知するものとする。

2 市長は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせるものとする。

3 市長は、開票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知するものとする。

- 4 市長は、開票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。
- 5 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。
- 6 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票者数の算出等)

第41条 開票管理者は、市長から、当該開票区に係る期日前投票に関し、期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、かつ当該開票区の区域に属する全ての投票区の投票管理者から、投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、直ちに当該書類等を点検し、当該開票区に係る投票資格者の数及び投票した者の数を算出しなければならない。

- 2 前項の規定により投票資格者の数及び投票した者の数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を市長に報告しなければならない。

(開票作業等)

第42条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該市民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して投票を点検しなければならない。

- 2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、直ちに市民投票開票録(様式第15号)その他必要な書類等を市長に送付しなければならない。
- 3 前項の市民投票開票録には、開票に関する次第を記載するものとし、開票管理者は、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票の参観)

第43条 投票資格者は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票の確定)

第44条 市長は、全ての開票管理者から第42条第2項の規定による書類等の送付を受けたときは、その書類等を調査し、次に掲げる事項を確定するものとする。

- (1) 投票者総数
- (2) 不受理及び持ち帰りの数
- (3) 投票総数

- (4) 有効投票数
 - (5) 賛成の投票数
 - (6) 反対の投票数
 - (7) 無効投票数
 - (8) その他必要な事項
- (開票結果の告示)

第45条 条例第16条の規定による告示は、次に掲げる事項及び前条各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 投票日
 - (2) 市民投票に付する事項
 - (3) 投票日における投票資格者数
 - (4) 投票結果を尊重する義務の有無
 - (5) 同旨の市民投票の請求が制限される期間
- (文書の保管)

第46条 市長は、市民投票に係る文書を、条例第16条の規定による告示後4年間保管するものとする。

(直接請求の例による事項)

第47条 前条までに定めるもののほか、市民投票の請求に関し必要な事項は、その性質に反しない限り、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

(選挙の例による事項)

第48条 前条までに定めるもののほか、市民投票の執行に関し必要な事項は、その性質に反しない限り、公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び橿原市選挙関係事務執行規程（平成7年橿原市選挙管理委員会告示第18号）に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(その他)

第49条 この規則に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

市民投票実施請求事項事前確認請求書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日

電話番号

檀原市市民投票条例第4条第1項の規定による市民投票の実施を請求するにあたり、下記の事項が同条例第2条に規定する重要事項であることの確認を市民投票条例実施請求書を添えて請求します。

記

市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

様式第2号（第3条関係）

市民投票実施請求書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日

電話番号

下記のとおり、檀原市市民投票条例第4条第1項の規定に基づき、市民投票の実施を請求します。

記

1 市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

2 請求の要旨（1,000字以内）

備考 本請求書又はその写しは、署名簿ごとに綴り込むものとする。

様式第3号（第3条関係）

市民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日

電話番号

下記の事項について、檀原市市民投票条例第4条第1項の規定による市民投票実施請求にあたり、市民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

記

市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

様式第4号（第4条関係）

市民投票実施請求代表者証明書

次の者は、
者であることを証明する。

について賛否を問う市民投票実施請求代表

住 所	
フリガナ 氏 名	
生年月日	年 月 日

この証明書の交付申請以前の直近において、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた 年 月 日現在の橿原市市民投票条例施行規則第4条第1項の規定による請求資格者の総数の6分の1の数は、
し添えます。

年 月 日

橿原市長

印

備考 本証明書又はその写しは、市民投票実施請求者署名簿ごとに綴り込むものとする
と。

様式第5号（第5条関係）

市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書

年 月 日

様

檀原市長

印

年 月 日に提出された市民投票の実施請求事項が、檀原市市民投票条例第2条に規定する重要事項であることの確認請求及び市民投票実施請求代表者証明書の交付申請につきましては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

（教示）この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、檀原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、檀原市を被告として（訴訟において檀原市を代表する者は檀原市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（第6条関係）

市民投票実施請求代表者変更届出書

年 月 日

（宛先） 榎原市長

請求代表者

住所

氏名

印

榎 第 号にて請求代表者であることの証明書の交付をうけたところですが、下記の者が榎原市市民投票条例第4条第2項第 号に該当することとなったため、榎原市市民投票条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

変更する者

住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第7号（第7条関係）
（その1）

（表紙）

年 月 日

市民投票実施請求者署名簿

について賛否を問う市民投票

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 2 市民投票実施請求書（写）及び市民投票実施請求代表者証明書（写）又は市民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次に綴り込むものとする。

（その2）

有効 無効 の印	番号	署名年月日	署名者住所		代筆者	備考
			署名者氏名 ㊞	生年月日	代筆をした場合 (檀原市市民投票条例施行規則第7条第5項において 準用する地方自治法第74条第8項及び第9項に該当 する場合のみ代筆を行うことができます。) 代筆者の住所・氏名・印・生年月日	
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名	
			氏名 ㊞	年 月 日	年 月 日生 ㊞	
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名	
			氏名 ㊞	年 月 日	年 月 日生 ㊞	
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名	
			氏名 ㊞	年 月 日	年 月 日生 ㊞	
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名	
			氏名 ㊞	年 月 日	年 月 日生 ㊞	

※ この署名簿は、署名の効力の決定後7日間、選挙人名簿に登録されている者の閲覧に供します。

様式第8号（第7条関係）

市民投票実施請求署名収集委任状

下記の者に対し、について賛否を問う
市民投票 実施請求者署名簿に市民投票実施請求のための署名等を求めることを
委任する。

住 所	
フリガナ 氏 名	
生年月日	年 月 日

年 月 日

請求代表者

住所

氏名

印

生年月日

備考 請求代表者が2人以上あるときは、全ての請求代表者の住所、氏名、生年月日を記載し、押印すること。

様式第9号（第8条関係）

市民投票実施請求署名収集証明申請書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

氏名

印

檀原市市民投票実施請求（ ）について賛否を問う市民投票）に係る署名簿に署名等を行った者が、市民投票の請求資格者であることの証明を申請します。

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

市民投票実施請求署名収集証明書

市民投票実施請求書に添えて提出する
問う市民投票実施請求者署名簿には、
けで告示された請求資格者の総数の 6 分の 1 ()
よる有効署名があることを証明します。

についての賛否を
年 月 日付
人) 以上の者に

年 月 日

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

生年月日

印

様式第12号（第28条関係）

の賛否を問う榿原市市民投票	
について	
之 市 榿	
印 長 原	
反 <small>はん</small>	賛 <small>さん</small>
対 <small>たい</small>	成 <small>せい</small>

注 一 人は反対の欄に○を自書してください。
二 ○のほかに何も書かないでください。

意 一 賛成の人は賛成の欄に、反対の

備考

- 1 投票用紙の印刷の文字は、黒色とする。
- 2 投票用紙に押すべき榿原市長の印は、刷込み式とする。

様式第13号（第32条関係） 略
様式第14号（第32条関係） 略
様式第15号（第42条関係） 略

橿原市市民投票に係る事務の委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する橿原市市民投票条例（平成29年橿原市条例第39号。以下「条例」という。）及び橿原市市民投票条例施行規則（平成30年橿原市規則第51号。以下「規則」という。）に係る事務の一部を橿原市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）及び選挙管理委員会の委員長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会への委任事項)

第2条 市長は、次に掲げる事務を選挙管理委員会に委任する。

- (1) 条例第7条の規定による市民投票の執行に関する事務
- (2) 条例第8条の規定による情報の提供に関する事務
- (3) 条例第9条の規定による投票所の指定に関する事務
- (4) 条例第10条及び第11条の規定による市民投票の投票に関する事務
- (5) 条例第14条の規定による開票所に関する事務
- (6) 条例第16条の規定による市民投票結果の告示及び通知に関する事務
- (7) 規則第2条の規定による請求権を有する者の数の告示に関する事務
- (8) 規則第8条の規定による署名簿の受理及びその却下に関する事務
- (9) 規則第9条から第13条までの規定による署名簿の審査等に関する事務
- (10) 規則第19条の規定による市民投票公報に関する事務
- (11) 規則第21条の規定による投票資格者名簿の調製に関する事務
- (12) 規則第23条の規定による投票所の開閉時間に関する事務
- (13) 規則第24条から第26条までの規定による投票管理者の選任等に関する事務
- (14) 規則第27条の規定による投票立会人の選任等に関する事務
- (15) 規則第30条の規定による不在者投票に関する事務
- (16) 規則第32条及び第33条の規定による投票録等に関する事務
- (17) 規則第37条から第44条の規定による市民投票の開票に関する事務
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市民投票の請求及び執行に関し、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和2

2年内務省令第29号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)及び橿原市選挙関係事務執行規程(平成7年橿原市選挙管理委員会告示第18号)の規定の例により行う事務(これらの法令(以下「準拠法令」という。)において選挙管理委員会が行うこととされているものに相当するものに限る。)

(選挙管理委員会委員長への委任事項)

第3条 市長は、市民投票の請求及び執行に関し、準拠法令の例により行う事務(準拠法令において選挙管理委員会の委員長が行うこととされているものに相当するものに限る。)を選挙管理委員会の委員長に委任する。

(協議)

第4条 選挙管理委員会及び選挙管理委員会の委員長は、前2条の規定にかかわらず、委任された事務について、疑義のあるもの又は異例の事態が生じたときは、市長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。



